

2019年  
4月版

# 養殖共済

災害に備え、養殖業の経営安定に

〔海面養殖〕

# 1 「ぎょさい」制度とは

- 漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とした「漁業災害補償法」に基づく共済制度です。
- 国の災害対策や漁業振興策として重要な役割を担っていることから、国などが共済掛金の補助を行っています。

## 【対象と共済単価】

養殖種類	単位	共済単価	養殖種類	単位	共済単価
かき	1付着器	45円	2年魚ひらまさ	1尾	2,000円
1年貝真珠	1貝	220円	3年魚ひらまさ	1尾	4,300円
2年貝真珠	1貝	310円	まあじ	1尾	100円
1年魚はまち	1尾	1,200円	1年魚しまあじ	1尾	600円
2年魚はまち	1尾	3,700円	2年魚しまあじ	1尾	1,800円
3年魚はまち	1尾	5,100円	3年魚しまあじ	1尾	2,400円
1年魚たい	1尾	380円	2年魚まはた	1尾	1,010円
2年魚たい	1尾	780円	3年魚まはた	1尾	2,020円
3年魚たい	1尾	1,500円	4年魚まはた	1尾	4,040円
さけ・ます	1尾	1,600円	5年魚まはた	1尾	6,060円
1年魚ふぐ	1尾	700円	すぎ	1尾	3,250円
2年魚ふぐ	1尾	2,000円	まさば	1尾	710円
3年魚ふぐ	1尾	2,700円	2年魚くるまぐる	1尾	48,000円
1年魚かんばち	1尾	1,450円	3年魚くるまぐる	1尾	103,000円
2年魚かんばち	1尾	4,000円	4年魚くるまぐる	1尾	137,000円
3年魚かんばち	1尾	5,500円	5年魚くるまぐる	1尾	172,000円
ひらめ	1尾	1,400円	2年魚めばる	1尾	310円
1年魚すぎ	1尾	400円	3年魚めばる	1尾	610円
2年魚すぎ	1尾	1,200円	4年魚めばる	1尾	920円
3年魚すぎ	1尾	1,600円	かわはぎ	1尾	670円

- 「たい」はまだい、ちだい、くろだい、はまふえふき、いしだい、いしがきだい、「さけ・ます」はぎんざけ、にじます、さくらます、「まはた」はまはた、やいとはた、くえ、「めばる」はめばる、くるそい、「かわはぎ」はかわはぎ、うまつらはぎが対象です。

# 2 養殖共済(海面養殖)とは

- 貝類・魚類養殖業のうち、右表の海面養殖業を対象とした制度です。
- 養殖管理や計画経営を徹底していても、台風・赤潮などの自然災害や病虫害等、どうしても避けられない被害が発生します。そのような場合の損害を共済金でカバーする制度です。

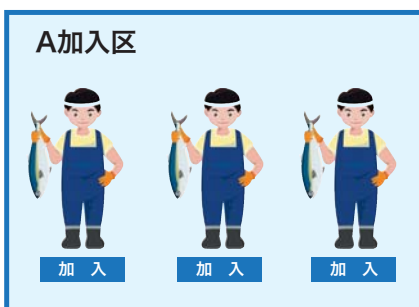
# 3 加入のしかた

- 都道府県知事が指定した漁場で同一の養殖種類ごと(以下「加入区」という。)に、養殖を行われる方が養殖期間中に養殖する生物の全数量を申し込まなければなりません。養殖期間中に追加がある場合は、追加予定分も含みます。
- 一人からでも加入できますが、加入区内の全員で加入すると手厚い掛金補助を受けられます。

加入しない人がいると…  
掛金補助が半分に減額されたり、なくなったりします。

全員での加入をお勧めします!!

## ▼加入状況により受けられる掛金補助



全員加入

手厚い掛金補助



1/2以上の加入

1/2の掛金補助



1/2未満の加入

掛金補助なし

## 4 契約内容

### 【てん補方式の選択】

●てん補方式は以下の4種類から選択できます。

てん補方式	てん補対象事故原因(○:てん補対象)				異常赤潮 (特約ある場合)
	逃亡 流失	死亡			
		自然災害	特定病害※2	その他病害	
通常てん補	○	○	○	○	○
病害低てん補	○	○	△ 50%てん補	△ 50%てん補	○
特定病害不てん補	○	○	×	○	○
全病害不てん補※1	○	○	×	×	○

※1 1年魚ふぐ、または、すぎ、まさば、めばる、かわはぎは、全病害不てん補方式での加入となります。

※2 特定病害一覧表

養殖種類	疾病
はまち、たいかんばち、ひらまさ、しまあじ	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
さけ・ます	肝臓障害、ビブリオ病、せつそう病、細菌性腎臓病
2・3年魚ふぐ	白点病、トリコジナ症
ひらめ	エドワジエラ症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、トリコジナ症
すずき、まあじ、くろまぐろ	連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症

### 【契約割合(共済金額)の選択】

- 共済事故になった場合、損害額の何割を補償するかを決める「契約割合」を決定していただきます。
- 共済金額 = 共済価額(共済単価 × 契約数量) × 契約割合

## 5 補償内容

### 【共済金が支払われる場合】

- 同一の原因による損害割合(損害数量/事故発生直前数量)が15%以上(注)となった場合に共済事故の対象となります。  
(注)魚類養殖業で低損害てん補特約(共済掛金率10%増)を締結している場合は10%以上  
(注)常習病害控除割合が指定されている漁場(加入区)での常習病害による損害の場合は、15%と指定割合のいずれか高い割合以上(対象種類:かき、真珠、2・3年魚ふぐ、ひらめ)
- 特定病害不てん補・全病害不てん補方式で加入したときは、てん補対象事故原因でなければ共済金は支払われません。

### 【共済金の算定】

$$\text{共済金} = \text{損害数量} \times \text{共済単価} \times \text{経過率} \times \text{生残率} \times \text{てん補率(80\%)} \times \text{契約割合}$$

- 経過率**: 共済責任期間の開始日から事故発生日(以下「経過期間」という。)までに経費を投下した標準的な割合で、共済責任期間の終了日を100%(最高)として、経過期間に応じ共済規程で定められています。
- 生残率**: 事故発生日から共済責任期間の終了日(以下「未経過期間」という。)までの養殖対象種の標準的な生残割合で、共済責任期間の終了日を100%(最高)として、未経過期間に応じ共済規程で定められています。
- 常習病害控除割合が指定されている漁場(加入区)での常習病害による損害の場合は、その割合に応じて、共済金が減額されます(常習病害控除制度)。



共済金の支払対象と  
ならない損害

- 戦争その他の変乱による損害
- 盗難による損害
- 異常な赤潮による損害(赤潮特約を締結している場合は除く。)
- 汚水、廃液その他養殖生物に有害な物の遺棄・漏せつによる水の汚染によって生じた損害
- 契約漁場以外での損害(漁場移動特約を締結している場合及び緊急避難の場合は除く。)
- 契約者自身の行為(重過失のあるものに限る。)による損害



## 6 共済掛金

- 共済掛金率は都道府県ごと、養殖種類ごと、てん補方式ごとに定められています(共済掛金率は定期的に見直されます。)
  - 魚類養殖業において、低損害てん補特約を付した場合の共済掛金率は10%割増になります。
  - 共済掛金率には前年度契約の事故の有無による割増・割引があります(最大50%割引～50%割増)。
  - 漁場移動特約を付すと、共済責任期間中に契約対象である養殖水産動植物を加入区外に漁場移動する場合(販売の目的によるものを除く。)は、移動数量について共済掛金率が20%割増になります。
  - 常習病害控除割合が指定されている漁場(加入区)の共済掛金率(全病害不てん補方式及び特定病害不てん補方式を除く。)は、指定割合に応じて5%～30%割引になります(対象:かき、真珠、2・3年魚ふぐ、ひらめ)。
  - 長期継続申込特約(4年間セット)で契約すると、共済掛金率が10%割引になるほか、4年間とも無事故又は少額共済金の場合には、無事故返戻金を受けられます。
  - 共済掛金は分割支払が可能な場合があります。
  - 共済掛金は全額損金(必要経費)算入できます。
- ※選択した契約内容(てん補方式、契約割合)によって共済掛金が異なります(詳細については、共済組合にご確認下さい。)

## 7 国などの共済掛金補助

- 共済掛金の国庫補助率は、養殖施設の規模及び加入区内の加入状況に応じて定められています。

### 【国の掛金補助率】

区分	責任期間中の最高台数	補助限度率	補助率		最低契約割合	1台の規格(換算基準)	補助を受けられないもの
			全員加入	1/2以上の養殖業者が加入			
かき	50台未満	75%	1/2	1/4	30%	いかだ49㎡ はえ縄式の幹縄72m くい打ち式99㎡	台数が160台(漁協又は生産組合の自営の場合は800台)以上のもの
	50台以上80台未満	65%	1/3	1/6	30%		
	80台以上	60%	1/4	1/8	30%		
真珠	15台未満	75%	55/100	27.5/100	40%	いかだ34㎡ はえ縄式の幹縄60m 竹浮流し式の幹竹60m	台数が100台(漁協又は生産組合の自営の場合は500台)以上のもの
	15台以上30台未満	75%	1/2	1/4	40%		
	30台以上50台未満	65%	1/3	1/6	30%		
	50台以上	60%	1/4	1/8	30%		
魚類	8台未満	75%	1/2	1/4	30%	網いけす50㎡	台数が25台(漁協又は生産組合の自営の場合は125台)以上のもの
	8台以上13台未満	65%	1/3	1/6	30%		
	13台以上	60%	1/4	1/8	30%		

- ※補助限度率を超える契約割合の部分は補助対象となりません。
- ※最低契約割合以上の契約割合でなければ国の補助は受けられません。
- ※異常な赤潮による損害をてん補する「赤潮特約」(農林水産省令で定められた水域で養殖共済に加入する場合にのみ締結することができます。)の共済掛金は、国と地方自治体が全額負担します。

### 「ぎよさい」に加入してから守っていただく大切なこと

- 死亡数量、出荷数量、移し替え等による養殖数量の増減を養殖日誌等に必ず記録して下さい。
- 漁場条件や養殖の方法等に変更が生じたときは、漁協又は共済組合に速やかに連絡して下さい。
- 通常と異なる死亡や突発的な事故が発生したときは、速やかに漁協又は共済組合に連絡すると共に、被害が発生したときは、損害状況が分かるように必ず写真を撮影して下さい。
- 疾病等による死亡については、原因を確定するため必要に応じ水産試験場等で検体検査を行って下さい。
- 共済組合が養殖状況・販売状況等について報告や必要書類の提出を求めたときは、速やかに報告・提出して下さい。

こんな時には、共済金の全部又は一部が減額されることがあります

- 上記の事項が守れないとき。
- 通常行うべき養殖努力が行われていないとき。
- 過去と契約年の漁場条件や基本的な養殖の方法が大幅に異なるとき。
- 長期にわたり養殖をしなかったとき。
- 共済金が1万円未満のとき。
- その他、共済規程で定める免責事項に該当するとき。

詳しくは、漁協又は共済組合にお問い合わせ下さい。

  
URL:<http://www.gyosai.or.jp>

ぎよさい  検索 